

学校いじめ未然防止等基本方針

06板橋区立志村第一中学校

1 学校の基本方針及び組織

(1) 学校いじめ未然防止等基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このことに鑑み、いじめ防止対策推進法並びに東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を以下の通りに定める。これにより、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、以て生徒の尊厳を保持し、生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに寄与する。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。学校いじめ防止等対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。また、学校いじめ防止等対策委員会は、以下の内容を所掌する。

- ①学校いじめ未然防止等基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の進行管理を行う。
- ②学校アンケート等により、いじめの早期発見に努めるとともに、学校におけるいじめ防止等に関する対策の検証を行い、改善策について検討し、実効あるいじめ防止対策を推進する。
- ③職員会議等において、学校いじめ未然防止等基本方針の周知並びに対策についての周知を図るとともに、共通理解を深め、組織的な取組を推進する。
- ④いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織し、対応する。また、必要に応じて、関係機関等と連携して対応する。
- ⑤学校だよりやホームページ等を通して、学校いじめ未然防止等基本方針等について、保護者や地域に発信する。

(3) 学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に規定する重大事態が生じた場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため、「学校いじめ調査委員会」を設置し、調査を行う。学校いじめ調査委員会は、学校いじめ防止等対策委員会委員並びに本校ICS委員会委員をもって構成する。

(4) 学校におけるいじめ対策の措置

生徒、保護者等からいじめの訴えや相談等があった場合は、速やかに事実の確認を行うとともに、関係する生徒への指導を徹底する。また、関係する保護者とも連携し、共通理解を図るとともに、再発防止に向けた指導を継続して行う。必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得るなど、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を丁寧に行う。さらに、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

また、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、区教育委員会並びに警察と連携してこれに対処するものとする。

## 2 いじめ防止等に関する学校での取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、全教育活動を通じて、生徒に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、実践的行動力を育成し、いじめの未然防止に努める。

- ①特別の教科道徳や特別活動等の年間指導計画に基づき、道徳教育や人権教育を推進することにより、自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成する。また、いじめを行ったり、見て見ぬふりをしたりしない態度や実践的行動力を育む。
- ②板橋区いじめ防止シンポジウムや生徒会交流会での成果を生かし、生徒会が主体となって取り組む、いじめ防止に関する取組を充実させることにより、生徒のいじめ防止の意識を高める。
- ③生徒に、SNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害であることを指導するとともに、インターネットの利用のマナーや情報モラルに関する指導を計画的に行う。
- ④12月人権週間と合わせることを含め、全校朝礼や各集会等において人権に関する講話を行う。

### (2) いじめの早期発見のための取組

人権侵害であるいじめを防止するとともに、いじめを早期に発見し、解決するためには、生徒の日常生活を観察したり、いじめの情報を確実に受信したりできる学校の組織づくりが大切である。

- ①朝の健康観察、休み時間や給食・清掃の時間等の様子の観察を教職員が綿密に行い、部活動顧問とも連絡を取り合うことも併せ、情報交換や報告・連絡・相談を的確に行う。
- ②ふれあい月間等を中心とした生徒アンケートの結果の分析や必要に応じた面接により、生徒の悩みや現状について把握する。
- ③教育相談委員会を定期的に開催し、教職員同士が情報を共有する。
- ④年2回は全校生徒を対象に三者面談を実施し、保護者と情報を共有する。特に、いじめ等の訴えがあった場合、生徒や保護者の思いや不安・悩みを十分に受け止める。
- ⑤いじめの悩み等を投函できる相談箱を設置し、相談を受けることができる体制を整える。
- ⑥スクールカウンセラーによる7年生を対象とした全員面接を年度当初に実施する。また、全校生徒を対象に、必要に応じて個別の面接を実施する。

### (3) いじめの早期対応のための取組

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめの事実を把握した場合は、事実確認を速やかに行うとともに、いじめの解決に向けた組織的な取組を推進する。

#### ①被害生徒への対応及び支援

- ・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する体制を整える。
- ・被害生徒等から、いじめの内容等についての確認を行うとともに、加害生徒や関係生徒、教職員からの確認も行い、いじめの事実について整理する。その上で、事実に基づく加害生徒への指導、並びに保護者への速やかな連絡等により、早期解決を図る。
- ・指導後の心のケア等を継続して行う。必要に応じてスクールカウンセラーとの面接を行う。

#### ②加害生徒への措置

- ・いじめの事実に基づき、加害生徒に対して毅然とした指導を行う。また、いじめの重大さを理解させた上で、被害生徒に対して謝罪する場を設ける。あわせて、関係保護者にも事実を報告するとともに、いじめの根絶に向けた取組について理解を得る。
- ・いじめが継続する場合は、加害生徒を被害生徒から遠ざける体制を確立するとともに、加害生徒に対しては、取り出し（別室）指導の場の確保及び指導体制を確立する。

#### (4) 校内相談体制

校内における相談体制を確立し、「いじめ防止対策委員会」を中心に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、迅速かつ組織的な対応を行う。

- ①生徒の観察等を丁寧に行うとともに、様子が気になる生徒に対しては担任を中心に全教職員が声かけを行うなど、生徒が相談しやすい環境づくりを行う。
- ②傾聴・共感的理解・受容などの教育相談の基本を大切にして、生徒からのサインや情報を確実に把握できるよう心がける。
- ③スクールカウンセラーの勤務日や相談方法などについて生徒や保護者に周知する。
- ④相談の内容や相談者の要望等を十分に踏まえ、課題の解決に向けて組織的に取り組む。この際、個人情報の取扱については、十分に配慮する。

#### (5) 校内研修

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得る問題であるという基本認識に立ち、すべての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、意図的・計画的に研修を行う。

- ①東京都教育委員会が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラムー」等を活用した研修を行う。
- ②教育相談委員会における事例研究や、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を行う。
- ③ネット上のいじめの内容や特徴、対応策等に関する研修を行う。
- ④生活指導に関する校内OJTによりいじめ撲滅に向けた組織的な取組について研修を行う。
- ⑤東京都並びに板橋区主催のいじめ防止のための研修の成果を生かした校内研修を行う。

※特に、いじめの定義、法律上と社会通念上とでの違いを教職員が認識することが大切である。

[ 法律上の定義のポイント ]

- ・双方が児童生徒である。
- ・双方の間に一定の人的関係が存在する。
- ・片方に対して、心理的または物質的な影響を与える行為をした。
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている。

#### (6) いじめ防止等に関わる年間計画

|      | 生徒の活動                                                               | 教職員                                                          | 保護者・地域                        |
|------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 毎学期  | ・全校朝礼道徳学活<br>・ふれあい月間                                                | ・全校朝礼道徳学活<br>・いじめに関する授業<br>・校内研修                             | ・学校公開<br>・学校運営連絡協議会           |
| 1 学期 | ・SC全員面接(1)<br>・生徒アンケート<br>・三者面談<br>・生徒総会<br>・道徳授業地区公開講座<br>・セーフティ教室 | ・基本方針確認<br>・教育相談週間<br>・保護者会・三者面談<br>・道徳授業地区公開講座<br>・学びのエリア研修 | ・保護者会<br>・三者面談<br>・道徳授業地区公開講座 |
| 2 学期 | ・人権週間<br>・生徒アンケート<br>・三者面談<br>・生徒総会                                 | ・教育相談週間<br>・学びのエリア研修<br>・三者面談<br>・人権週間                       | ・学校アンケート<br>・三者面談             |
| 3 学期 | ・いじめ防止シンポジウム<br>・生徒アンケート                                            | ・保護者会<br>・学校評価                                               | ・保護者会<br>・学校関係者評価             |

(7) 保護者及び地域との連携及び啓発

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けて、保護者や地域との連携を深める。

- ①学校いじめ未然防止等基本方針を学校だより等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るとともに、必要に応じて警察や児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ②PTAや青少年健全育成地区委員会とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(8) いじめによる重大事態等への対処

いじめにより重大事態が発生したときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ②学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
  - ・恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべき事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
  - ・ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

(9) その他

学校いじめ未然防止等基本方針については、計画・実行・評価・改善をくり返し、学校いじめ防止等対策委員会が中心となっていじめに関する取組の検証を行い、改善をしていく。